

越 監 公 表 第 1 2 号

地方自治法第199条第4項の規定により、平成30年10月に定期監査を
執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成30年12月25日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 竹 岡 善 幸

越谷市監査委員 金 井 直 樹

越谷市監査委員 大 野 保 司

定期監査結果報告書

I 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

学校教育部所管の財務に関する事務（主として平成30年度分）

小学校	越ヶ谷小学校、大沢小学校、桜井小学校、大沢北小学校、西方小学校、鷺後小学校、桜井南小学校
中学校	東中学校、南中学校、光陽中学校、大相模中学校
教育委員会事務局	学校管理課、学務課、給食課

(2) 選定理由

都市監査基準に基づいて実施するリスク・アプローチによる監査にあたり、過去の定期監査の頻度を考慮し、平成30年度の監査対象とした。

○ 前回の監査期間 平成26年9月16日から同年10月8日まで

2 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、所管する財務に関する事務が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証憑書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証することを目的とした。

学校で行っている事務のうち、リスクアセスメントの結果及び過去の監査結果等を踏まえ、学校管理等に要する歳入歳出予算の執行や学校徴収金（学校給食費、日本スポーツ振興センター負担金）の収納及び保管等の事務、備品や施設等の財産管理について主な監査の対象範囲とした。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
1 過誤納金の未返金・返金遅滞が発生するリスク	ア 過誤納金の還付手続は適正に行われているか。
2 契約書等の不備・誤りが発生するリスク	ア 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 イ 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。
3 不当・不適切な契約が発生するリスク	ア 予定価格の算定は適正に行われているか。 イ 随意契約の理由は適正か。
4 不適切な薬品・毒物・劇物の管理が発生するリスク	ア 保管の方法、場所は適切か。 イ 薬品の保管に係る管理点検体制は確立されているか。

4 監査の実施内容

監査対象について、各所管に対し提出を求めた関係資料及び帳簿、書類等により照合、審査し、物品の管理については、実査、帳簿突合等を行った。また、事務手続や内部統制の整備状況及び運用状況については、関係職員から説明を聴取しつつ監査を実施した。

《監査項目》

- (1) 配分子算
- (2) 学校給食費
- (3) 就学援助費、特別支援教育就学奨励費
- (4) 日本スポーツ振興センター負担金
- (5) 切手類の管理
- (6) 備品等の管理
- (7) 図書等の管理
- (8) 施設等の管理

5 監査の期間

平成30年9月11日（火）から同年10月5日（金）まで

II 監査の結果

今回監査を実施したところ、学校教育部所管の財務に関する事務の執行は適正と認められた。今後においても、教育委員会事務局と学校が十分連携を図りながら、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。